

防衛省における平成31年3月1日以降に契約を締結する工事に係る特例措置について

当該工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

平成31年2月22日、国土交通省が公表した「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては平成31年3月1日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしました。

入札手続上、新労務単価の適用が間に合わなかった当該工事は当局における建設工事請負契約書第59条に基づき、旧労務単価に基づく契約を新労務単価に基づく契約に変更するための請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

中国四国防衛局 調達部 調達計画課
総務・企画担当補佐

TEL 082-223-8429（内線521）

防衛省における平成31年3月1日以降に契約を締結する業務に係る特例措置について

当該業務に係る業務費算出につきましては、「平成30年度設計業務委託等技術者単価」及び「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧単価」という。）を適用しているところです。

平成31年3月から適用する「平成31年度設計業務委託等技術者単価」及び「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新単価」という。）は旧単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては平成31年3月1日以降に契約を締結する業務は新単価を適用することとしました。

入札手続上、新単価の適用が間に合わなかった当該業務は当局における設計等技術業務委託契約書第55条又は事業監理業務委託契約書第42条に基づき、旧単価に基づく契約を新単価に基づく契約に変更するための業務委託料の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

中国四国防衛局 調達部 調達計画課
総務・企画担当補佐
TEL 082-223-8429（内線521）

防衛省における平成31年2月28日以前に契約を締結した 工事について

当該工事に係る工事費算出につきましては、国土交通省において公表している「平成30年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「旧労務単価」という。）を適用しているところです。

平成31年2月22日、国土交通省が公表した「平成31年3月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）は旧労務単価に比して上昇していることを踏まえ、当局においては平成31年3月1日以降に契約を締結する工事は新労務単価を適用することとしました。

平成31年2月28日以前に契約した工事については、当局における建設工事請負契約書第26条第6項の運用に基づき、請負代金額の変更の協議を請求することができます。

上記についてご質問がある場合は以下までお問い合わせ下さい。

【お問い合わせ先】

中国四国防衛局 調達部 調達計画課
総務・企画担当補佐

TEL 082-223-8429（内線521）